## 「大阪府立門真スポーツセンターメインプール用ろ過設備 (9基) 改修工事」 随意契約の理由及び比較見積書徴取の省略

本工事は、大阪府立門真スポーツセンターに設置されているメインプール用ろ過 設備の改修を行うものである。

このメインプール用ろ過設備は、オルガノ株式会社が、施設新築時に設計、組立及び施工までの一切を行い、オルガノプラントサービス株式会社が点検及び維持補修の一切を履行している。また、本設備は当施設内のプール設備と制御面において密接不可分となっており、設備の一部を修繕する場合であっても、メーカー点検における調整と併せて施工する必要があるため、今後の設備全体としての維持管理や責任分界点の観点からもメインプール用ろ過設備のみを他社で改修することができない。

加えて、補修すべき部材(ストレーナー)は、オルガノ株式会社の独自製品となっているため、他社類似製品を使用した場合には正常に機能を果たさない可能性が高い。

施工に当たっては、改修中の対応や専門的知識だけでなく、施設のプール設備の 構成や有機性を熟知している必要がある。

「オルガノプラントサービス株式会社関西事業所」は、これまで本設備の年次点検に携わり、詳細資料を保有し、施設のプール設備の構成や有機性を熟知しており、上記条件を満たす唯一の事業者といえる。

上記のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、 同社と随意契約により契約するものである。また、比較見積書の徴取は、大阪府財 務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとする。

案件名:大阪府立門真スポーツセンターメインプール用ろ過設備(9基)改修工事業者名:オルガノプラントサービス株式会社関西事業所